令和７年６月 12 日特建講習会

令和７年度　特定建設作業の届出等の留意点について（原稿）

ただいまより、特定建設作業の届出等の留意点について、大阪市環境局環境規制課から説明いたします。

本日の内容は、特定建設作業の届出手続について、行政オンラインシステムを用いた電子申請について、よくある質問についての３点でございます。参考資料として大阪市環境局のホームページに、建設業のみなさんへ（特定建設作業の届出と規制のあらまし）を掲載しておりますので、適宜ご利用ください。

最初に、特定建設作業の定義についてご説明します。騒音規制法・振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例において、特定建設作業とは、「著しい騒音・振動を発生する作業であって政令・府条例規則で定めるもの」、とされています。例えば、解体工事・新築工事のショベル系掘削機械やブレーカーを使用する作業、道路工事のコンクリートカッターやさく岩機を使用する作業などが該当します。これらの作業を実施する場合には、事前に特定建設作業実施の届出が必要です。

こちらのスライドは、騒音・振動の規制基準の表でございます。特定建設作業を伴う建設工事を施工するときは、こちらの基準値および使用時間を遵守してください。また、特定建設作業とは著しい騒音・振動を発生させる作業であるため、周辺にお住まいの方の生活環境に配慮し、良好な関係を築くことも重要です。快適な生活環境の保全を保ちつつ、より豊かな社会を築いていくためにも、皆様のご協力をよろしくお願いします。

特定建設作業の届出者は、建設工事を施工しようとする元請業者になります。法人の場合は、名称と代表者氏名を記載してください。なお、代表者とは代表権を有する者をいいます。共同企業体の場合は、協定書等に定める共同企業体の名称を記載したうえで、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記してください。

届出の提出期限は、特定建設作業を開始する７日前までとなっています。大阪市行政オンラインシステムにより電子申請を行うか、受付窓口に持参、若しくは郵送にて特定建設作業開始の７日前までに本市届出窓口に必着するように提出してください。ここで「７日前まで」とは、届出日と工事開始日の間、「中７日をあける」ことを意味します。例えば、本日６月 13 日に届出をした場合、工事開始日は最短で６月 21 日からとなります。なお、特定建設作業は日曜日および休日以外に行う必要があるため、工事開始日が休日の場合は翌平日が作業開始日となります。５月の大型連休前などは特にご留意ください。

特定建設作業実施の届出は、作業の「種類ごと」に必要です。

１つ目の例として、ショベル系掘削機械とブレーカーを使用する作業の場合、ショベル系掘削機械とブレーカー、それぞれについて届出が必要です。紙申請の場合、届出書表紙については、別々で作成していただく必要がございますが、別表や工程表などの添付書類は、両方

の内容を盛り込んだものを１つの提出で問題ありません。一方、電子申請の場合は、１つの申請ごとに、添付書類をデータ添付する必要がございますので、ショベル系掘削機械とブレーカー、それぞれの申請に、別表や工程表を添付していただくようお願いします。電子申請については、後ほど詳しくご説明させていただきます。

２つ目の例として、道路工事でコンクリートカッターを使用する際に、動力源として空気圧縮機を使用する場合、コンクリートカッターと空気圧縮機、それぞれの届出が必要です。この場合も同様に、届出書表紙を別々に作成し、別表や工程表などの添付書類は両方の内容を盛り込んだものを１つ提出してください。

次のスライドではバックホウ、いわゆる標準のバケットを使用して掘削作業を行う場合の注意点について説明いたします。原動機の定格出力が 20 kWを超えるバックホウを使用する場合、「ショベル系掘削機械を使用する作業」として届出が必要です。一方、原動機の定格出力が 80 kW以上のバックホウを使用する場合、「バックホウを使用する作業」として届出をすることになりますが、現在使用されているほとんどのバックホウは環境大臣が指定する低騒音型であるため、「バックホウを使用する作業」に該当することは、ほとんどありません。そのため、20 kWを超えるバックホウは原則「ショベル系掘削機械を使用する作業」として１つ届出が必要と覚えておいてください。なお、紙申請の場合、スケルトンバケットを使用する際は、作業の種類の欄にスケルトンバケットを使用する旨を記載してください。

これまでのスライドで作業の「種類ごと」に届出が必要と説明いたしましたが、一部、複数の作業を一つの届出書にまとめて記載できる場合がございます。１つ目は、さく岩機を使用する際に、動力源として空気圧縮機を使用する場合です。この時、特定建設作業の種類を「さく岩機を使用する作業」として、各型式、空気圧縮機の定格出力を記載いただければ、例外的に１つの届出として提出することができます。ときどき空気圧縮機の型式や定格出力が漏れていることがありますので、記載を忘れないようお願いします。なお、空気圧縮機を使用しない電動チッパー等を使用する場合であっても、「さく岩機を使用する作業」の届出は必要になりますのでご注意ください。

２つ目は、手持式のさく岩機と油圧式のブレーカーを使用する場合です。特定建設作業の種類を「ブレーカーを使用する作業」として、各型式、空気圧縮機の定格出力を記載いただければ、例外的に１つの届出として提出することができます。なお、ブレーカーの届出をされる際は、重機本体の型式の記載は不要で、アタッチメントの型式のみを記載してください。

続いて、届出書に添付する書類についてです。騒音又は振動の防止方法、周辺状況の見取図および工程表の添付が必要です。先ほどご説明したように、紙申請では、届出表紙は作業の種類ごとに必要ですが、添付書類は１部に省略することができます。ただし、正本と写しの計２部必要であることはご注意ください。なお、電子申請の場合は、１つの申請ごとに、添付書類をデータ添付する必要がございます。

その他の添付書類として、道路工事等で夜間や日曜日・休日に作業を実施する場合、警察からの許可を受けた場所・期間を示す資料を含めた道路使用に関する許可等の書類が必要

です。また、届出者に代表権がない場合、例えば支店長を届出者として記載する場合、委任状が必要です。

ここからは届出書の記載例を見ながら留意点についてご説明します。まずは、届出書の表紙からになります。右上の日付欄には提出する日の日付を記載してください。なお、届出者の氏名の箇所には代表者印は不要です。

次に、機械の名称の欄について、使用する可能性のある重機はすべて記載していただくようお願いします。原動機の定格出力に関する記載漏れがよく見受けられますのでご注意ください。なお、バックホウでスケルトンバケットを併用する場合は、「スケルトンバケット含む」、通常のバケットを使用しないのなら「スケルトンバケットのみ」といった記載をお願いします。工事開始日は届出の提出日から中７日以上あけてください。日数を記入する欄には作業期間の全日数を記載し、そのうち作業を行わない日数を休業日として記載してください。その他、発注者情報が抜けていることもありますので、漏れなく記載してください。

続いて別表上部の記載についてです。現場周辺状況について、約 80m以内に病院や学校などがあるか、ご確認いただき、ある場合は協議日時と配慮内容を記載してください。

別表下部のアスベスト関係の項目についてご説明します。令和４年４月１日から一定規模以上の建築物等の工事に係る石綿の事前調査結果について、行政への報告が義務づけられております。事前調査の方法は、少なくとも目視と設計図書等で行う必要がありますが、これらの調査でアスベストの含有の有無がわからない場合は、分析を行うか、みなし含有として除去する必要がございます。またこちらに記載する工事着手年月日は特定建設作業の開始日ではなく、工事全体の着手日です。事前調査結果についてオンラインにて報告済の場合は、申請 ID も記載してください。皆さんにご留意いただきたい点として、必ず事前調査が終了し、事前調査結果の報告及び調査結果を現場に掲示した後に工事着手していただくようお願いします。なお、「工事着手年月日」と「事前調査結果報告」の項目がない旧様式での届出も見られますので、最新版の様式をご使用いただきますようお願いします。最新版の様式については本市ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

こちらは見取図の記載例です。工事現場の周囲施設の確認に利用しますので、工事現場から少なくとも 80m以上の範囲がわかるように周辺見取図を載せてください。また、病院や学校などまで距離がわかるよう、地図の縮尺や、現場を中心とした半径約 80mの円などを記載していただくようにお願いします。

次は工程表の記載例です。こちらには、特定建設作業を実施する工程をいれていただくようにお願いします。その際、作業休業日についても明記し、届出表紙に記載の作業実施期間の日数と一致するようにしてください。

ここからは行政オンラインシステムを用いた電子申請について説明します。

令和５年４月１日から、大気、騒音・振動等に係る届出の一部について、行政オンラインシステムを用いた電子申請が開始されました。利用可能時間は、メンテナンス時間を除きまして、24 時間受付となっております。なお、届出受付日は届出等が電子申請により到達し

た日になります。

電子申請を行うための準備として、まず大阪市行政オンラインシステムで利用者登録が必要になります。パソコン・スマートフォン等から大阪市行政オンラインシステムへアクセスし、新規登録から利用者登録をお願いします。また、G ビズ ID でもログインが可能です。

ご登録いただく際は、事業者として登録するボタンから進んでいただき、必要事項を入力の上、登録を完了してください。

こちらのスライドでは、申請者側と本市側の電子申請の流れを示しています。まずはシステムにログイン後、申請を完了してください。申請された時点で受付となり、右下に申請番号が記載された届出書の表紙を PDF でダウンロードできるようになります。本市で申請内容の確認を行い、疑義や修正等があれば、電話やメールにてご連絡させていただきます。また、修正内容によっては修正依頼の連絡と合わせて申請データの差戻しを行いますので、ご対応よろしくお願いします。申請内容に問題が無ければ、マイページの申請履歴一覧に手続き完了と表示されます。

こちらは行政オンラインシステムの実際の画面を示しています。電子申請をするためには、右上の赤いボタンからログインしてください。次に事業者向けの手続き一覧をクリックすると、申請できる手続き一覧が表示されますので、該当の届出をクリックして申請画面へ進んでください。

続いて内容詳細ページの下部にある、「申請を開始する」のボタンから申請情報の入力を行い、申請完了してください。なお、完了画面から、申請内容のダウンロードも可能になっております。また、マイページの利用者メニューから、申請履歴および申請状況の確認が可能なほか、申請内容のダウンロードや申請済みデータを再利用して新しく申請することができるのでぜひともご利用ください。

申請後、本市から修正のため差戻しがあった場合は、マイページ、利用者メニューの申請状況に『申請内容を修正してください』と表示されます。該当の届出をクリックし、差戻し理由をご確認のうえ、画面下部の『申請内容を修正する』から修正をお願いします。その際に、誤って『この申請を取下げる』をクリックすると、申請を取り消ししたことになりますので、間違えないようお気を付けください。

以降のスライドでは、届出情報の入力をしていただく際に、間違えやすい箇所である、特定建設作業届出の種類と根拠規定の選択画面について、いくつか例を用いて、説明をします。また、根拠規定の選択につきましては、スライド２ページ目で紹介しております『建設業のみなさんへ（特定建設作業の届出と規制のあらまし）』の一覧表にも掲載しておりますので参考にしてください。

１つ目の例は、さく岩機とその動力源に空気圧縮機を使用する作業を行う場合の申請例です。通常、特定建設作業の届出は作業の種類ごとに必要ですが、この場合、特定建設作業の種類を「さく岩機を使用する作業」として、使用する機器の欄に各型式、空気圧縮機の定格出力をまとめて記載することで、例外的に１つの届出として申請することができます。

「さく岩機を使用する作業」の場合、通常、根拠規定の欄は騒音規制法を選択してください。なお、現場の住所が、条例の横出し地域として指定する工業専用地域の一部に当てはまる場合は、府条例（騒音）を選択してください。

こちらは、条例の横出し地域として指定する工業専用地域の内訳です。なお、現場がこの指定地域かどうかご不明の場合は、各環境保全監視グループまでお問い合わせください。

２つ目の例は、手持式のさく岩機と油圧式のブレーカーを使用する作業の場合の申請例です。特定建設作業の種類を「ブレーカーを使用する作業」として、先ほどの例と同じように、各型式、定格出力などを記載すれば、例外的に１つの届出として申請することができます

「ブレーカーを使用する作業」の場合、根拠規定は騒音規制法、振動規制法を選択してください。なお、工事現場が条例の横出し地域として指定する工業専用地域の一部においては、府条例の騒音、振動を選択してください。

３ つ目の例は、ショベル系掘削機械を使用する場合の申請例です。原則、府条例の騒音、振動の両方を選択してください。なお、スケルトンバケットを使用する場合は、追加で選択をお願いします。スケルトンバケットのみ使用する場合は、府条例の騒音のみ選択し、府条例の振動の選択は不要になります。

最後に、皆様からよくお受けする質問について、いくつかお答えいたします。

まずは１つ目、特定建設作業が２つ以上の市町村にまたがる場合、届出はどのようにすればよいかという質問です。答えは、どちらの市町村にも届出をする必要がございます。２つ目は、工事が長期間継続する場合、特定建設作業の届出は何回も必要かという質問です。答えは、１年以上など長期間にわたる工事であっても１回の届出で工事終了まで届出していただいて問題ございません。

続いて３つ目は、届出を窓口に提出する者が、届出者ご本人でない場合、委任状は必要かという質問です。答えは、必要ございません。４つ目は、工期が延びた都合で、届出の作業実施期間を延長したい場合はどうすればよいかという質問です。答えは、受理済の届出について作業実施期間の延長はできないため、新たに届出を行う必要がございます。また、その場合であっても、届出から中７日以降が作業開始日となるため、現在の届出の期限が切れる７日前までに新たな届出を提出してください。

５つ目は、電子申請を行った場合の特定建設作業実施届出の受付日はいつになるのかという質問です。答えは、申請が到達した日が届出日となります。最後の６つ目は、電子申請をする場合に、添付ファイルはどのような形式で添付すればよいかという質問です。答えは、PDF、Word、Excel、画像ファイルなどの添付が可能です。

最後に、届出及びお問合せ先について記載しております。今後とも、環境保全の向上に努めてまいりますので、本市の環境行政に対しまして、より一層のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。